

林業経営改善計画記載上の留意事項等

事 項	記 載 上 の 留 意 事 項 等
認定申請書	数人共同の計画にあっては、代表者の住所、氏名、及び代表者以外の構成員数を記載する。なお、構成員全員の住所、氏名を併記した「構成員名簿」を添付する。
1 林業経営の現状	
(1) 林業経営改善計画の対象とする森林の区域	
ア 林業経営体用	
① 森林の所在場所	森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。（区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）
② 森林の現況	<p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林層の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあっては（針）と、広葉樹林にあっては（広）と、混交林にあっては（混）と、竹林にあっては（竹）と、未立木地にあっては（未）と、伐採跡地にあっては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあっては（困）と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあっては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等のその他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>5 2以上の都道府県にわたるものには、都道府県毎に小計する。</p>
③ 森林所有者	森林所有者欄は、数人共同の計画の場合だけ記載するものとする。
④ 備考	経営受託により林業経営を行う森林については、その旨を記載する。
イ 林業事業体用	
① 施業を受託すること等により林業を営む区域の所在場所	<p>1 施業の受託や立木購入による素材生産を行う区域について、該当する都道府県及び市町村を記載する。</p> <p>2 備考欄には、「私有林」、「公有林」等の主な所有形態を記載する。</p>
② 経営受託森林又は自己所有森林の所在場所	<p>1 経営を受託することにより林業を営む森林又は自己所有森林がある場合に記載する。</p> <p>2 同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番</p>

<p>③ 経営受託森林又は自己所有森林の現況</p>	<p>号を付してこれを地番の欄に併記する。(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>1 経営を受託することにより林業を営む森林又は自己所有森林がある場合に記載する。</p> <p>2 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>3 樹種及び林層の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>4 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとし、年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等であるものについては、次のとおりとするものとする。</p> <p>ア 林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。</p> <p>イ 林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を記載する。</p> <p>5 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等のその他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>6 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに小計する。</p>
<p>(2) 林業経営の概要等</p>	
<p>ア 経営の概要</p>	
<p>(ア) 林業経営体一人用</p>	
<p>① 労働力の現況</p>	<p>1 林業従事日数欄には、当該林業経営改善計画の対象森林内で林業に従事した人数を延べ人数で記入する。</p> <p>2 常雇とは、同一人で年間6か月以上雇用した者をいう。</p> <p>3 委託等は、森林組合等に対する作業委託等について換算延べ人数を記載する。</p>
<p>② 林業経営収支等の現況</p>	<p>1 粗収入は、主伐材、間伐材、しいたけ等の販売収入を記載する。</p> <p>2 経営費は、造林に要した経費、林道、作業道の開設、改良、維持に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
<p>③ その他</p>	<p>労働力の現況欄及び林業経営収支等の現況欄の数値は、前年度実績を併記する。</p>
<p>(イ) 林業経営体一人用が法人化した会社用</p>	
<p>① 役職員</p>	<p>役員及び職員(事務系)の人数を記載する。</p>
<p>② 労働力の現況</p>	<p>1 林業従事日数欄には、当該林業改善計画の対象森林内において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。</p> <p>2 委託等は、森林組合等に対する作業委託等について換算延べ人数を記載する。</p>

③ 林業経営収支等の現況	<p>1 粗収入は、主伐材、間伐材、しいたけ等の販売収入を記載する。</p> <p>2 経営費は、造林に要した経費、林道、作業道の開設、改良、維持に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
(ウ) 林業経営体一その他法人用	
① 資本金等	資本金、出資金、基本財産額等を記載する。
② 林業関係員	作業員は、常雇について記入する。
③ 主要な事業	経営体の事業が多岐にわたる場合は、売り上げ総額等から主要な順に記入する。
④ 林業関係事業 実行形態	直営、請負、委託等の別を記入する。 なお、無利子資金を利用して行う場合は委託先と委託する事業を記入する。
⑤ 備考	他の事業部門があるため林業部門が決算書上明らかでない場合は、この収支概況等を記入する。
⑥ その他	定款、請負、委託等の別を記入する。
(エ) 公有林用	
① 沿革	沿革欄には、公有林経営の沿革についてその概要を記載する。
② 会計区分	一般会計、特別会計の該当するものを○でかこむこととし、特別会計の場合にあっては決算書を添付することとする。
③ 事業実行形態	直営、請負、委託等の別を記入する。
④ 林業収入・経営費	前年度の実績を記載する。
(オ) 林業事業体一人用	
① 労働力の現況	林業従事日数欄には、当該林業事業体において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。
② 林業経営収入等の現況	<p>1 粗収入は、施業受託収入、素材販売収入等を記載する。</p> <p>2 経営費は、受託した施業、立木購入による素材生産に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
(カ) 林業事業体一人用	
① 資本金等	資本金、出資金等を記載する。
② 役職員	役員及び職員（事務系）の人数を記載する。
③ 労働力の現況	林業従事日数欄には、当該林業事業体において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。
④ 林業以外の事業	事業体の事業が多岐にわたる場合は、売上総額から主要な順に記載する。
⑤ 林業経営収支等の現況	<p>1 粗収入は、施業受託収入、素材販売収入等を記載する。</p> <p>2 経営費は、受託した施業、立木購入による素材生産に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
イ 経営森林の現況	1 林業経営体にあつては、自己所有森林及び経営を受託している森林について記載するものとする。なお、林業事業体にあつては、これに該当する森林についてのみ記載する。

2 林業経営の改善に関する
目標

(1) 林業経営の改善の方向
の概要

2 経営森林以外に所在し、経営上利用している路網については（ ）に外書で記載する。

目標は、経営改善計画の終期における数値を記入する。

林業経営の改善の目標として、森林取得、施業受託、立木購入による素材生産、特用林産物等の生産等の目標の概要を記述するとともに、年間生産目標、年間所得等目標を記述する。

(所得等については、申請者が林業経営体-個人、林業経営体-林家が法人化した会社、又は林業事業体の場合のみ記載する。)

なお、森林施業の合理化に寄与し、かつ、集団的に存在する森林において委託により行う造林について、造林資金と併せて森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、施業の委託に関する考え方についても併記し、単層林を複層林に転換するために行う造林について森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、当該施業の導入に関する考え方についても併記する。

(2) 林業経営の規模の拡大
等に関する目標

ア 林業経営体用

1 目標とする経営類型については、都道府県の基本構想に定められた経営類型以外のものでも差し支えない。

2 経営規模の現状については、林業経営改善計画開始日の1年前の日から当該計画開始日の前日までの期間に実施した事業量（事業未完了のものを含む。）を記載する。（施業受託及び経営受託にあつては、当該計画の申請日において現に契約している受託面積を《 》に記載する。）

3 区分のうち育林業については、樹種・生産目標ごとに記入し、小計をとるとともに、人工林率について（ ）書きで記載する。また、森林取得による規模の拡大面積の内訳をそれぞれ摘要欄に記載する。

4 生産目標については、生産材の一番玉の径級及び用途により、小丸太（末口径5～13cm）、柱適寸丸太（末口径14～18cm、心持柱材）、一般材（末口径20～28cm、中径材）、大径材（末口30cm以上）、パルプ用材、シイタケ原木等に区分するものとする。（径級は樹種ごとに異なるものであっても差し支えない。）

5 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、皆伐、択伐、更新伐、利用間伐別に受託面積を記載する。（皆伐、択伐、更新伐及び利用間伐については、伐採量も記載する。）

6 受託面積計については、施業受託及び経営受託における受託面積の合計値を記載する。

7 齢級構成の平準化の目標については、樹種ごとに10年後の目標面積を記入する。

イ 林業事業体用

1 目標とする経営類型については、都道府県の基本構想に定められた経営類型以外のものでも差し支えない。

2 経営規模の現状については、林業経営改善計画開始日の1年前の日から当該計

	<p>画開始日の前日までの期間に実施した事業量（事業未完了のものを含む。）を記載する。（施業受託及び経営受託にあつては、当該計画の申請日において現に契約している受託面積を《 》に記載する。）</p> <p>3 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、素材生産別に受託面積を記載する。（素材生産については、材積も記載する。）</p> <p>4 その他欄には、作業道の開設について記載する。この場合、作業道の延長も併せて記載する。</p> <p>5 受託面積計については、施業受託及び経営受託における受託面積の合計値を記載する。</p>
(3) 生産方式の合理化に関する目標	<p>1 林業経営体にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育林業、施業受託、特用林産物生産別に記載する。</p> <p>(2) 生産方式については、基本構想で定められた指標に基づき、育林業については、機械装備、施業方法、林内路網整備（路網密度）等、施業受託については、受託作業量等、特用林産物生産については、栽培方法、導入する機械・施設の種類の種類、生産量等を記載する。</p>
(4) 経営管理の合理化に関する目標	<p>2 林業事業体にあつては、生産方式について、基本構想で定められた指標に基づき、機械装備、素材生産性等を記載する。</p> <p>簿記記帳、青色申告、法人化等経営管理方式の改善についてを記述する。</p>
(5) 事業実行方式の改善に関する目標	<p>1 林業経営体にあつては、販売活動の強化、技術の改良・開発、作業効率の向上、森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講、労働安全の充実等事業実行方式の改善について記述する。</p> <p>なお、森林施業の合理化に寄与し、かつ、集团的に存在する森林において委託により行う造林について、造林資金と併せて森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、おおむね 500 ヘクタール以上の集团的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者への積極的な施業委託について記載する。</p> <p>2 林業事業体にあつては、林業に関する技術者又は技能者の配置、定期的な休日制の導入、月給制の導入、社会保険の導入、森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講、労働安全の充実等事業実行方式の改善について記述する。</p>
<p>3 2の目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 経営の目標ごとの措置</p> <p>(2) 目標を達成するために必要な事項</p> <p>ア 伐採、造林、特用林産物の生産等</p> <p>① 林業経営体用</p>	<p>2で記載した目標を達成するためにとるべき措置の基本的な方向について記載する。</p> <p>1 現行事業量については、平均値は過去3年間の年平均値を記載することとし、記載は伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを単位として小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>2 計画期間内における森林の取得等による経営規模の拡大分に係る実行計画量を</p>

<p>② 林業事業体用</p>	<p>見込むことが可能な場合は、当該計画量を（ ）に外書きで記載する。</p> <p>3 単層林を複層林に転換するために行う造林については、樹下植栽、誘導伐等の事業名を記載し、その事業量を記載する。</p> <p>4 造林の附帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>5 賃借料の一括前払いによる林業機械の導入、林業技術を習得するための研修の受講等を行う場合は、その他の欄にその旨を記載する。</p> <p>1 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、素材生産別に受託面積を記載する。（素材生産については材積も記載する。）</p> <p>2 賃借料の一括前払による林業機械の導入、林業技術を習得するための研修の受講等を行う場合は、その他の欄にその旨を記載する。</p>
<p>イ 林道及び作業道の開設又は改良</p>	<p>1 林業事業体にあつては、所有森林又は受託している森林において計画する場合のみ記載する。</p> <p>2 名称欄には、〇〇沢林道等、当該路線名を記載する。</p> <p>3 工種欄には、開設、改良の別を記載する。</p> <p>4 林道欄の記載は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設、改良欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>また、計画期間内における林地の取得及び分収林契約等による経営規模の拡大分に係る実行計画量を見込むことが可能な場合は、当該計画量を（ ）に外書きで記載する。</p> <p>5 備考欄には、資金調達区分（補助林道、融資林道、自力林道）及び各種計画との関連（林構林道、地域森林計画掲上等）を記載する。</p> <p>6 森林整備活性化資金を借り入れる場合は、高性能林業機械の導入を前提とした計画とすること。</p>
<p>ウ 森林の取得</p>	<p>規模拡大のために必要な森林の取得について、計画策定（変更）時点の計画を次の区分毎に記載する。</p> <p>規則第2条の要件に合致する場合 上記以外</p>
<p>エ その他</p> <p>4 3の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p> <p>3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得に必要な資金</p>	<p>森林レクリエーション施設、林産物の加工施設等について記載する。</p> <p>その他の資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>森林の取得に必要な資金については、備考欄に取得の面積を記入する。</p>